

大子町食の自立支援事業



《 配 食 サ ー ビ ス 》

自己負担があります。

♡ 配食サービスとは ？

- ◆ 1日1食（昼食）、週5回を限度としています。
- ◆ 栄養のバランスがとれた食事を提供するサービスです。
- ◆ 配達する時に安否の確認を行う町の事業です。



♡ 配食サービスを利用できる方は ？

※ 町内に住所を有する方で次の各号のいずれかに該当する方

- ◆ おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ◆ おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者
- ◆ その他町長が必要と認める方

♡ 配食サービスの費用負担及び業者は ？

- ◆ 1食当たり400円を負担していただきます。
- ◆ 町が委託した業者が配達します。利用者が決めることはできません。



♡ 配食サービス利用までの流れは ？

◆ 申請 → 訪問調査 → 審査 → 利用決定 → 利用開始

※ 申請から利用開始まで1週間程度かかりますが、訪問調査の結果によっては、利用ができない場合があります。

※詳細については、お問い合わせください。

大子町地域包括支援センター（大子町役場 行政棟1階・5番受付）

電話 0295-72-1175